

全国災対連ニュース

2018年1月19日

第128号

発行：災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会（略称・全国災対連）

〒113-8465 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4階 全労連気付 電話 03-5842-5611 FAX03-5842-5620

12月5日、厚生労働省レクチャー 医療や介護の窓口負担の減免求める！

全国災対連は12月5日、世話人会の前段に災害被災者にかかる医療や介護の窓口負担の減免措置などについて厚生労働省からのレクチャーを受けました。常総市の水害被災者にかかる減免措置の短期間での打ち切りと国からの特別調整交付金の未交付なども含め、15項目の質問事項を示して厚労省の担当者（保険局国民健康保険課企画法令係高石裕基、同財政第2係長鈴木秀男、老健局介護保険計画課企画法令係杉山隆彦氏）から説明を求めました。（○は災対連、●は厚労省）

① 最近10年間の災害救助法による救助が行われた地震災害、豪雨災害及び土砂災害で、「百分の三に相当する額以上である場合」に該当した市町村が無かった地震災害、豪雨災害及び土砂災害の名称と、該当した市町村が無かった主な理由、及び特別調整交付金の交付されないことにかわる支援の有無（あれば、その内容）。

●そもそも国のほうで申請が上がってくるデータが「3%以上」になっている。過去には、東日本大震災、平成23年の紀伊半島大水害での奈良県野迫川村、平成24年の陸奥湾の高水温によるホタテの養殖被害での青森県外ヶ浜町、平成27年の長野県神城断層地震での小谷（オタリ）村から申請が上がって交付対象になっている、いずれも「3%以上」になっている。国としては基本的に3%を超える申請データは把握しているが、該当が無か



った市町村については、免除しても3%に満たなかったのか、そもそも免除をしていなかったのか把握していない。また、特別調整交付金で財政支援を行った市町村は把握しているが、特別調整交付金に代わる支援というのは把握していない。

② 最近10年間の災害救助法による救助が行われた地震災害、豪雨災害及び土砂災害で、「百分の三に相当する額以上である場合」に該当し「十分の八以内の額」（特別調整交付金）が交付されることとなっ

たが一部負担金の免除を終了した市町村名と、その市町村が一部負担金の免除を終了した主な理由。

●これまで「3%以上」を満たし、交付の対象になったのは、東日本大震災の対象地域のみということになっている。宮城、岩手、福島、茨城、長野、千葉が割合を満たしたということで交付の対象になっている。現在も対象になっているのは、宮城、岩手、福島のみになっている。茨城、長野、千葉については、市町村の判断で免除を止めたか、対象者が少なくなって負担割合を満たさなくなったので、交付対象にならなくなったということで、対象から外れている現状だ。

○それは、打ち切りなのか、3%に満たないのか国は把握していないということか。

●減免実績は報告を求めているが、細かいところまで把握していない。単純にいくら減免したかという報告となっている。減免した理由まで把握していない。額だけだ。

○三県で交付されているが、終了したところも一部あるが。

●例えば、宮城県では平成27年度から28年度にかけて、27年度は35市町村で交付対象になっていたところ、28年度は9市町村まで縮小している。

○減った理由は分かっているのか。

●国のほうでは理由は把握していないが、一定程度生活の再建がはかられたという判断のなかで免除を縮小したなどが考えられるのではないか。いずれにしても市町村の判断によるもの。

③ 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令において、「百分の三に相当する額以上である場合」と定めた根拠。

④ 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令において、「十分の八以内の額」と定めた根拠。

●制度当初からの基準であり、予算も考慮して定めたものと考えられる。全国の市町村間で広く分かち合うということから一定の基準を定めたものではないか。④についても同様。

○制度当初からというが、見直しなどはなかったのか。

●なかった。制度は昭和38年からあるものだ。

○見直しの必要性などの議論もなかったのか。

●把握はしていない。これまでこの基準で該当するか、しないかの判断をしてきたので、公平性から見直しは難しいのではないか。過去の災害との公平性も考えながら検討していくものではないか。災害救助法の適用になった災害もあるし、それ以外の交付対象になる災害もある。

○制度緩和してほしいなど、市町村から見直しの要求を受けたことはあるのか。

●私が把握している限りではない。

⑤ 「百分の三」という時の分母と分子はどのようにして出すのか？

●分母は調整対象需要額であり、分子は国が示した基準による減免した保険料額である。一部負担金は、分母は実際に窓口で負担した一部負担金の総額に減免した一部負担金の額を足したものであり、分子は減免した一部負担金の額であり、これが3%を満たしているかどうかの判断である。(常総市の関連資料・表5を参考に詳細説明) 保険者負担というのは、一般の3割負担に対するところの7割分であり、マイナスとして国からの公費として入っている分を医療費の保険者負担額から引くことになっている。

○実際に減免した額なのかどうか。常総市は、全壊は100%で、大規模半壊と半壊は2分の1として減額した。実際には国の定める算定基準があり、市のほうではださなくちゃいけないんだと。

●国が定めた算定基準にもとづいて調査した額になるので、常総市がおっしゃっているなかなか調べるのは難

しいという額をもとに、負担割合を求めることになる。

○それが分子になると。しかし、常総市の場合は分子はでていない。その段階で100分の3に満たない額であろうという推測なのかどうか、それで申請もしなかった。それでよいのか。制度が活かされていないのではという疑問がある。

●算定するのが難しいという理由については把握していないが、保険者間の取り扱いの均衡をはかるという意味で、算定基準を徹底しているところなので、仮に額を調べるのが難しいということなら、県にも相談しながら、他市町村でも同様に交付を行っているところもあるので、相談しながら適切に額をだすべきだと思う。

○損害程度と所得金額という問題があって、損害額については実際に具体的に一軒一軒の損害額をださない限りできないから、とても手間ひまがかかると常総市は言っている。しかし、実際に対象となる家庭は500万円以下だし、一階部分が床上浸水したら一階に生活用品があるとしたら家具も全部だめになるし、床や壁に断熱材が入ったりしているので、全部取り換えている。状況から言うと、損害程度は10分の5以上になると思う。すると、常総市が指定した2分の1で減免するというのと、ほぼ同じになるのではないかと思う。一軒一軒を確かめないといけないという問題以上に、どういうふうに理解して進めるか。結局、常総市は分子をしっかりとださないで、先に憶測で基準に満たないからと申請しないというとんでもないことをやっている。国保世帯が常総市は半数以上になっているし、4軒に1軒はという状態のなかで100分の3に満たないという数字が勝手にでるのか。

○損害程度というのはどういう基準なのか。再建額なのか。それと、一世帯ずつの積み上げができないのか。

●各世帯の積み上げとなる。

○では、そのもとになる数字は何なのか。罹災証明にはそういう数字はないでしょう。市町村はそういう数字を理解して運用しているのかどうか。そもそも制度の趣旨からいって、被災者の負担軽減に結び付かない部分になっているとすれば、何とかしなければいけないのではないか。厚労省はそういう数字を一つひとつチェックするのか。

●総額でチェックする。

○その総額もとになる一つひとつの数字も含めて上がってくるわけでしょう。

●県のほうでもしっかり確認することになると思うが。

○確認するときのチェックリストはあるのか。よくわからない。何を持って判断するのか。

○運用の場面からいえば、国の示した基準に基づいて計算したらこういう数字になりましたということになって、国としてはそれを満たしているかどうか判断するわけですね。

○自治体はそれをやるには時間がかかるというが、それはどう考えられるのか。

○常総市の資料の表3に、調整対象需要額に対して、実際に減免した額はでるわけだが、それを単純に計算すると、3.52%、7.81%ということで100分の3を超えている。しかし、国の算定基準によるとなると、常総市水害は2年2か月たつが提示できないという。その理由は、一軒一軒の個別の損害と所得を掛け合わせてだしていかなければいけないからという理由にしているが、それを1年で減免を打ち切ったわけであるが、その時に申請もしなかった根拠が、100分の3に満たないということだからださなかったということで、さっぱりわからない。最初から打ち切る、申請しないという前提で。常総市水害被害者の会で厚労省に聞いた時も、市から申請があれば、国は8割だす、その法的根拠はこうだと言われたが、常総市は申請さえしていない。法律があっても生かされていないことになる。どう理解すればよいのか。

●減免自体をやるかどうかは、まず市町村にある。常総市が申請しなかったということだが、国からの交付金がなければ減免自体をやれないということではないので、市が必要があれば、交付金がなくても条例で減免は

できるはず。市町村としてその見極めは必要だと思う。

○それは余裕があるからやっているわけではなくて、被災者を目の前に必要があるからやるわけで、制度もそういう自治体を支援することで被災者の負担軽減をはかる趣旨だ。市町村がその基準でできるのかできないのか、人手がないから間尺に合わないということで、全部持ちだしてやれば、逆に市町村の他の行政サービスに支障がでないとも限らない。制度の趣旨をどう現場で使いやすくするのが求められている気がするが。

●逆に、ガチガチに決めてしまうよりかは、現場の判断の余地を残しつつ基準を設けている。

○しかし、そこで国が言うようにはできないということで悲鳴をあげている。

○常総市は、結局その算定基準では対応できないということで、ともかく1年は全壊は100%、大規模半壊と半壊は2分の1という制度でやったわけだ。算定基準とおっしゃるが、現場で対応できないとう。しかし、熊本でもざっくりとやっているわけでしょう。

●東日本大震災や熊本地震では、算定基準を一部見直して簡易に判断できるようにした。

○それは適切だったと思うが、常総市は財政が厳しいということを利用して復活継続はできないと言っている。国の8割、県の1割がでない、救えないという点で、この算定基準が曖昧でどうにもならない。常総市に言わせると、国は8割だすと言っているが、結局算定基準というややこしいことを持ち込んで、市が申請できないようにしているというが。

○10分の5といった損害程度というのは、何の何に対する数字なのか今は説明できないのか。

●調べる。

○後でペーパーで頂きたい。

○東日本と熊本では弾力的にやられたということだが、それ以外にはそうっていないということか。

●阪神淡路など大規模なものには、特別に緩和してやっていると思うが、今把握しているのは東日本と熊本だと認識している。

○それは個別に判断するのか。

●そう認識している。

○大臣が判断するのか、政府全体の判断なのか。

●きっかけは現場からの要望で、判断する。

○熊本も9月末で減免が打ち切られて、益城町は被災が多かったが、町の総意とすれば続けてほしいと町にも要請し、町も県の担当にたびたび要請して継続してほしいと言っている。その方が最近急死された。町が続けてほしいと言っていることを、県が継続させないと言っていると聞いているが、そういう判断はできるのか。

●基本的には、減免は市町村の判断することだ。

○町がそうであっても、県がそうではないという場合、国はどう指導するのか。

●詳しい事情がわからないが、基本的には市町村の判断だ。具体的な話を聞いてみる必要がある。

○そういう情報をキャッチした場合、県に質すことはしないのか。

●事情を聴いてみる。

○熊本は関連死もすごく、200人近くになっている。情報を考慮して県を質してほしい。

○熊本や岩手では減免制度が長く続いているが、国の8割はでていたわけですね。

●熊本には、1年間全額支援した。岩手県には東日本の原発関連では1年半は全額財政支援をして、原発関連以外のところについては、1年以降については制度通りに運用した。

○支給するときには法にもとづく算定根拠があるが、分子はどういう基準でだしたのか。実際に減免した額はでるが、国が示す算定基準は、岩手の場合は実額なのか。

●他県についても負担割合はでている。常総市がそれを難しいというのは把握できない。

○特別ルールというのは災害臨時特例補助金の話をしているのか。

●それを含めた特別調整交付金のなかで東日本だったり熊本は一般のルールと違う判断をして支援している。

○特別ルールの内容に関わる資料、実績などを後で示してほしい。

○東日本大震災でも、昨年度は岩手、宮城、福島に限られましたよね。

●茨城、長野、千葉については、平成 24 年度以降は減免を終了したのか、負担割合を満たさなくなったということで、国の示す交付基準を満たさなくなったということ。

○それは結果なのか。基準を変えた話ではなくて。

●基準を変えたのではなく、市町村のなかで扱いを変えたことによって基準を満たさなくなったのではないかと思う。

○平成 28 年度については、3 県しか残っていなかったというが、25 年度以降は 3 県ということか。それは、他のところからは申請がなかったからだ。

●そうだ。

○交付実績がないということは、申請もなかったという理解で良いのか。

●3%以上の場合には申請できるので、申請要件を満たさなかったから申請できなかったのかといった理由は定かではないが、申請はなかった。

○熊本は益城町はそう言っているが、県がそこを抑えているということ。

●そこについては、市町村の判断ということは変わらない。

○県は一つの町単位ではダメだと言っているが、それはおかしいですね。

●熊本県に聞いてみる。

⑥ 国保や介護保険にかかる減免措置が保険者である市区町村の裁量となっているが、法の下での平等、生存権保障の点から厚労省としての指導性が求められると考えるが如何か。

⑦ 国保の都道府県化のもとで、災害被災者に対する減免制度を維持、機能させるために厚労省としての対応は如何に。

●⑥については、一部負担金で減免を行うかどうかは、市町村の判断で状況を見極めて行ってほしい。⑦については、都道府県に変わったとしても、従来どおり市町村の判断でやるということで、負担に影響を与えるということは基本的にはないと考える。都道府県との話の中で、市町村が減免の要件を見直すといったこともないとも言い切れないので、それも含めて市町村の判断ではあるが。

○それぞれ制度としては縦割ということだろうが、都道府県単位化のなかで法定外繰入はなくす方向でということできているが、法定外繰入が残らない限りは、減免の保障になっていかないのではないかと心配している。減免の財政的な保障として残していくことを期待しているが、どうなのか。

●法定外繰入は計画的な削減をということで申し上げているが、従来からお願いしている。しかし、法定外繰入は市町村の判断でおこなうことであり、そのなかで 30 年度については保険料の負担ということを考えて、計画的な削減をバランスをとってお願いしたい。一律に法定外繰入をやめて、結果、減免ができなくなることにつながるということではないと思う。

○震災の減免以外でも、法定外繰入がなくなれば保険料の引き上げに直結するということで見直せという話がでていると思う。市町村国保がきびしいなかで、大方針があり、減免の流れのなかで財源を確保していくアプローチがないものか。

○兵糧攻めしておいて、市町村の判断をといってもきびしい。この制度の趣旨を生かすのかどうかをはっきりさせないと、なかなか市町村どうしますかと言われても、やむを得ないという話が続出することにならないか。

○減免をしないとすると、熊本では保険証もない、現金もない、だげどケガをした、従来の持病があつて悪化した、でも病院にいけないということになったとき、市町村としてできませんということになった場合、いま治療が必要な人が、地震からは生き延びたけれど、そのうちに命を失うということが発生する。そこをどうするかということが問われている。まさに生存権を誰が保障するのか。市町村ではなく、憲法上は国でしょう。

●その趣旨は重要で、崩すつもりはない。

○ならば、そこをもっと発信しないと、制度の活用を抑制して、結局弱者が救われないということを心配する。

●そのための財源確保は必要で、配慮しつつ、計画的な削減を考える必要がある。今までやってきた減免をいきなり止めるということは、こちらも適当ではないと考える。そういう市町村があれば、こちらとしても把握はしたい。

○熊本県は国の財政支援の打ち切りを理由にしている。被災者が現金もなく病院にかかれぬ。被災者の声でそういうのを続ける政府であってほしい。こういうシステムをどうしたらそういうことが可能なのか考えてほしい。

○熊本は1年、東日本に関しては1年半、特別なルールで一定期間100%支援をしたということだが、この期間を決める理由は何か。どこで判断しているのか。

●市町村からの要望もあるし、財源の問題もある。

○県や市町村が、止めて良いということを行ったわけではないでしょう。実態に即してやっているという感じがしない。

○付言したいのは、災害の程度に応じてと言っているが、一人一人の医療費の問題や国保税の問題は、災害の程度という一般的抽象的な言葉ではなく、災害規模では決まらない。医療費の減免というのは、医療を受ける方にとって必要な制度なのであって、国保の減免も生計を維持することが困難だから減免するというので、それを災害の程度で決められてはたまつたものではない。

●それは財政支援の話であつて、減免というのは財政支援の有無に関係なく、被保険者の状況によってやって頂きたい。しかし、減免によって著しい財政負担があるということのなかで、この特別調整交付金という制度がある。財政支援については、災害規模も基準になるのではないか。

○益城町で調査したところ、医療費および介護費用の減免の継続は9月末で終了しても良いと答えた住民は14名で7%、継続希望は174名で92%である。現場では圧倒的に継続が切実な要求だ。先ほどから計画的な削減とか、市町村からの要望を受けてというが、もう少ししっかり実態を国としてつかむ姿勢が必要だと訴えたい。

⑧ 茨城県の常総市の場合、分母は調整対象需要額であり、分子は実際の国保減免額ではなく、算定基準に基づく額であると言う。しかし常総市はその額を調べきれないと言う。それで分子の実額が曖昧なままである。これでいいのか？

⑨ 算定基準の方が常総市基準額より小さくなるはずだと言うが、実際はどうなのか？ 他の市町などの例も知りたい。

⑩ 常総市の回答は「特別調整交付金については、それぞれの減免額の程度がそれぞれの基準を満たせずに交付申請に至らなかった。市の国保特別会計は国保税減免により減収、一部負担金減免により保険給付費の支出増となっておりました。以上から税及び一部負担金の減免を再実施すれば、減免当時同様に市単独で賄うために国保財政を圧迫することになります」というものだった。このような回答では被害者は救われない。常総市は国の制度が、「8割負担できる。常総市次第だ」と国は言うが、「実際は上述のような規制があり、交付申請できないんだ」と言う。この回答とコメントを国はどう解釈するのか？

⑪ 常総市は「国保以外の被保険者との間で公平性が保てなくなる」も理由に挙げていた。これを国はどう考えるか？

⑫ 岩手などとは何がどう違って、一方では継続され、常総市では打ち切られてしまうのか？

○医療費の減免について確認したい。常総市の医療費の一部負担金の減免について、平成 27 年度は全体の医療費に対する減免は、0.57、平成 28 年 2 月までは 0.01 だということで、0.03 には満たないということで切ったということだが、災害当時は避難所暮らしであったり、在宅避難でも、この時期は家を片付けたりするのが優先で、医療までいけないというか、実際に医療を受ける方はこんなものではない。この時点での比率が低いからといって切るのでは、医療費の減免制度の意味がまったくない。1 年経ってようやく、例えば歯科治療なんていうのは後回しになっていくということになる。具体的にある方の例を言うと、目の手術をしたばかりで水害に合い、そして、ともかく避難所生活で目のケアなどできない無我夢中の状態であり、そして旦那が災害関連死でなくなってしまった。自分の片方の目はついに失明に至ってしまった。水害のなかでケアができなかったという人がいる。医療費の減免が、常総市では、発災後 3 か月、特別な事情がある時に最大 6 か月であり、これでは実情と合わない。やはり、ずっと継続してもらわないと、命綱にならない。それが岩手では 7 年目でも継続するというので、常総市は見捨てられてしまった。医療費の減免はたった 3 か月や 6 か月で結果がでるものではないのではないかと。

○みんなまだみなし仮設だとかに入っているわけで、そういう生活が続いているわけで、消費税は上がるし、保険料は上がるし、普通の生活をしていても苦しい。好き好んで被災しているわけではないのだから、そういうところを支援するのが政治や政府の役割だ。

○医療費の減免も市町村の判断だということだが、届いていない。被災者にしわ寄せが起きている。手を差し伸べられる制度があるのだから、なぜそれができないのか。

○100 分の 3 という基準が発災直後にでるのは難しいのではないかと。この問題が、常総市の例でははっきりしているのではないかと。

○自治体がやれないということが基準になっているのが理解できない。

○被災直後の大変さの中で 100 分の 3 という基準は難しいのではないかと。機械的な感じがする。これに対する見解を伺いたい。

●確かに、一つの災害を機に制度が永続的に続くのは適当ではないので、状況を見て減免はどこかで区切るということは必要だと思っているが、6 か月が適当かどうかというのは、市町村が判断することで、一律に申し上げるのは難しいと思っている。ただ、おっしゃっている状況があつて、結果的に病院に受診できる状況になかったという話も聞いたので、市町村でどう考えていくかだと思う。

○国の基準としての 100 分の 3 という基準を変えてもらわないといけないんじゃないですか。地域の医療機関も被災したという問題もあつた。もっと国としても真剣に考えてほしい。

○国としては市町村の判断なんだという立場だと思うが、制度が市町村が使える制度でなければ、国としての市町村に対しての使いやすい財政支援というのが国の責任ではないかと。

○あくまでも特別調整交付金は、医療費の増加にともなう負担増に対する支援であるというのが制度の根幹だが、100 分の 3 増えたことにともなう医療給付費の負担増に伴う財政支援が特別調整交付金があるわけですね。

●市町村の負担増ということですね。

○実際に 29 年度でるかでないかということに対しても、1 月から 12 月の実績をもって、100 分の 3 を越えればでるけれども、越えなければでないという判断ですね。

○逆に、市町村にしてみれば、あと 3 か月なり、半年なり支援をしたら、国から交付金がでないとなったらど

うしようというのがあるんですね。

○だから、医療費の増加があれば申請できるけれども、なければ申請できない。結局は自治体の持ちだしで終わっちゃうのかというのが辛いところなわけだ。⑬で、平成 29 年度の見通しとしてはどうなっているのか。昨年は 12 月 19 日で通知がでていたが、29 年度はまだでていない。

●今準備しているので、特別調整交付金の交付対象のメニューは例年同様 12 月の半ばころにはだせるのではないか。すでに省令で定められているものについては、あらかじめ決まっているが、それ以外に別に定めるものということで、毎年を見ながら決めているものを 12 月にだしている。その件をおっしゃっているということで良いか。

○基準は何か。

●その年の災害の状況、昨年であれば熊本で特別な対応が認められたので、特別調整交付金とともに、復興支援も活用しながら、特別に見るための基準を時々要望も踏まえて、財源のなかで考えている。減免状況は検討材料に一概にはならない。

○災害の状況というのは何を指しているのか。何で判断しているのか。

●被害状況や規模などを総合的に判断します。

○東日本であれば、復興状況や生活再建なども対象か。

●そこまで細かい部分ではないが、復興支援の予算も限られているなかで、残りの部分を分かち合うということで、全額支援するための基準を考える。

○大型投資などのハード面だけで判断してもらっては困るという思いだ。

○常総は大変だと言っているが、一般的にはこう言っているというのはどういう評価なのか。市町村が言っているのだから、こうだということか。同じ基準でできるところとできないところがあるわけで、同じ制度のもとでそういうことが現れるということはどう見ればよいのか。

●常総市は算定基準が分からないという趣旨だと思うが、そこがもし分かっていないということであれば、それは話を聞いた上で、できる助言はしていく。

○常総市の対応が不味いということなのか、制度的に算定が難しいという状況があるのか。

●昭和 38 年当初から運用してきた実績があるので、そのなかで常総市がよほど特別な理由があれば別だが、国としては常総市がなかなかだしづらいという理由について把握していないので、常総市としても、県に相談するなり、他市の水害での実績などに相談して、どういう取り方をしたのかなど確認すべきではないのかと思う。

○それは、国のほうからどういうことなのかということ市に対して聞けないのか。実際にこういう話が出てくるようでは、制度がうまく運用されていないということでしょう。

○常総市が言っているのは、できるかどうかは市次第だと国はいうが、実際は算定基準があるから交付申請できないと言ってる。国の壁で市は苦しんでいると言ってる。今話を聞くと、どちらかが正しくて、どちらかが違うんだと聞こえたが。

○いずれにしても、常総市はこれまでの運用実績からすれば、特異な例なんでしょう。どういうことなのか聞いてみて頂きたい。

○減免措置をしなければいけないのか。

●医療費の増加を見ているわけではなくて、あくまでも減免したかどうかということになる。減免したことによる負担が、基準となる。

⑬ 平成 28 年度は被災 3 県（岩手県、宮城県、福島県）の市町村に交付されている特別調整交付金が平

成 29 年度も 10 分の 8 で継続交付されるのか？ 熊本県の市町村に対してはどうか？

⑭ 被災地で一部負担金免除・減免を継続する自治体と免除・減免がまったくない自治体との格差が生じている問題で、被災地の被災者であれば免除・減免をどこでも受けられるようにするには、いまある規定（法律・政省令など）のどこを直せばよいと考えるか？

⑮ 自然災害被災者支援で生活が再建できるまで一部負担金免除・減免を続けるためには、どのようなシステムをつくればよいと考えるか？

○⑭になるが、減免せずに特別調整交付金をもらっている自治体があるが。

●特別調整交付金には色々なメニューがあつて、今回申し上げているのが、一部負担金減免、もしくは保険料減免による財政支援という話で、それ以外にも、東日本の時は医療費の増加を見て交付金をだしたりしていた。

○やはり国としても、常総市に対してこういうメニューを使えばできますよという親切なアドバイスが必要なのではないか。あくまで申請主義と言っても。

●減免以外による事由で対象になるものもあるし、ならないものもある。必要なことを投げかけていただければ対応はしている。今回の件についても、回答させていただいている。

○今回のレクチャーの肝は、⑧にある。必要な制度が被災者に行き届いているかどうかで、確かに申請主義ではあるが、システムとしての課題や運用うまくいってないという問題意識がある。制度運用や制度管理は国の一定の役割発揮が必要ではないかということを知りたい。システムをスムーズに動かす責任は国にもあるんじゃないか。国の制度なんだから。

常総市には、国から申請しろと言ってほしいわけではなく、適用が常総市にされることを切に望んでいるが、国としてアプローチをしてほしい。

○被災者の側が、納得のいく支出がでていないという点はわかるでしょう。その点はアドバイスをしてもらって、納得できるような説明ができるようにしてもらえませんか。

●常総市がこちらが示していることに疑義が生じていて、判断が滞っていたということにならないように、適切にしていきたい。

○具体的には、積算でだすのが困難だと言っているが、困難ではないと。ずっとこの制度で実績があるのだからということでご指導いただければ話が進むとお聞きした。

●どういった経緯でこうなったか分からないので、それを踏まえて話をしたい。

○しかと常総市に問い合わせさせて下さい。益城の件もお願いします。

以上

(常総市資料)

医療費などの減免支援制度

1、「被害者の会」は「減免支援を復活、継続して欲しい」と再三要望してきましたが、常総市は

- ・国保税の減免 1年間で打ち切り
- ・国保医療費減免 3ヶ月 特別な事情があるとき3ヶ月延長 最長6ヶ月で打ち切り
- ・後期高齢者医療保険 1年間で打ち切り (県内在住なら支援を受けられる)
- ・後期高齢者医療費一部負担減免 6ヶ月間 (同上)
- ・介護保険料(税)減免 1年間で打ち切り
- ・介護保険利用料減免 10ヶ月で打ち切り
- ・ショートステイ避難 事業者に助成 3ヶ月

で打ち切っています。復活もできないとしています。

2、国(2017年5月10日交渉)県(2017年7月11日交渉)で「何故他県で実施できて常総市ができないのか」尋ね、要望したところ、「市の判断があれば8割の財源支援はできる」と回答しました。

この回答を市に伝え、市議会議員にも支援して欲しいと申し入れました。

市の回答は「特別調整交付金については、それぞれの減免額の程度がそれぞれの基準を満たせずに交付申請に至らなかった。市の国保特別会計は国保税減免により減収、一部負担金減免により保険給付費の支出増となっております。以上から税及び一部負担金の減免を再実施すれば、減免当時同様に市単独で賄うために国保財政を圧迫することになります」というものでした。

3、被害者の会はこの回答に納得せず、詳しい情報を追及しました。

(1) 国保税減免について

① は、常総市の国保加入率は50.32%であり、被災世帯は2504で23.36%であること。

表1 市全体における国保世帯及び被災国保世帯の状況

平成27年9月末世帯数	同 国保世帯数	同 国保加入率	同 被災国保世帯数	被災国保世帯構成率
21,303	10,719	50.32%	2,504	23.36%

② 被災国保世帯の罹災状況 & 国保税減免申請状況

表2 被災国保世帯の罹災状況 & 国保税減免申請状況

	対象世帯数	構成比	申請世帯数	申請率	備考
全壊	26	1.04%	26	100.00%	全部
大規模半壊	752	30.03%	729	96.94%	1/2
半壊	1,726	68.93%	1,669	96.70%	1/2
合計	2,504	100.00%	2,424	96.81%	

ア：市は96.81%だから「きちんとやった」と豪語しているが、残り3.19%、80世帯はどう

して申請に至らなかったかの問題点があるのではないか？

イ： 備考は市が決めた独自減免基準であり、これで減免を実施した。

③ 暦年別国保税減免状況（H27年9月～H28年8月分までを対象としている）

表3 暦年別国保税減免状況（H27年9月～H28年8月分までを対象としている）

	決定件数	市の減免基準による減免額	備考	調整対象需要額	調整対象需要額の20%の額
平成27年分	1,024	50,772,600	H27年12月更正分まで	1,443,410,000	288,682,000
平成28年分	3,131	119,156,050	H28年11月更正分まで	1,525,913,000	305,182,600
平成29年分	89	2,522,600	H28年12月更正分以降		
合計	4,244	172,451,250	0		

ア： 市は調整対象需要額の3/100以上にならなかったから、申請しなかったという。

単純に計算して $50,772,600 \div 1,443,410,000 = 3.52\%$

$119,156,050 \div 1,525,913,000 = 7.81\%$

どちらも3%を超えているのではないかと問うと、「市基準減免額ではなく、減免額は**特別調整交付金の算定基準となる減免基準**に対して」だという。

イ： 市では「調整対象額の20%」を超えていないからダメとしたとも言った。

④ 算定基準について

表4 災害による国民健康保険税の減免に伴う特別交付金の算定基準

合計所得金額	損害程度	
	3/10以上5/10未満	5/10以上
500万円以下	1/2	全部
750万円以下	1/4	1/2
750万円以上1000万円未満	1/8	1/4

ア： 市では3/100の分子にあたる額はこの算定基準で出さなければならないが、その額がいくらであるかは今日まで提示していない。理由として、1世帯ずつ損害程度と所得額で額を出さなければならない、それをやるのは大変で時間がかかる。できていないようだ。

イ： 罹災認定で全壊は全額、大規模半壊と半壊は1/2で実際は減免したのだから、算定基準で出す額は、実際の減免額を下回るはずということを根拠にしているふしがある。

ウ： 実態はよく分からないが殆どの国保世帯は500万円以下の所得ではないか？

また床上浸水以上では「5cmでも1m以上でも被害は同じ」ということからすると、算

定基準の 1 / 2 に該当し、実際の減免額と差がどれだけあるか疑問が残る。

表 5 調整対象需要額

4. 調整対象需要額

	平成27年	平成28年
①保険者負担額	3,141,748,000	3,292,283,000
②国庫負担金及び県調整交付金相当額	1,243,369,000	1,304,050,000
③保険基盤安定繰入金(医療分)	218,282,000	223,346,000
④標準高額医療費共同事業拠出金の1/2相当額	111,907,000	133,543,000
⑤保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の1/2	979,583,000	966,872,000
⑥保険財政共同安定化事業拠出金(人数比例対象額)	911,576,000	874,159,000
⑦7算定省令6条12号特別調整交付金額	56,773,000	12,718,000
合計①-②-③-④-⑤+⑥-⑦	1,443,410,000	1,525,913,000

ア： 需要額が 3 / 100 の分母になる。市にその額を提示して貰った。この額の検討まではできない。

(2) 医療費の減免制度について(市公表の実数については別紙の表6を参照)

① 医療費減免については、平成27年で275件、率0.57% 平成28年度10件、率0.01%とのこと。

発災当時のことを思い出して見よう。家の後片付けなどに追われ、医療機関も水没する中で、十分な医療を受けることができただろうか？

H27年9月～H28年2月まで285件という数字が現実を証明している。歯科治療などは尚更後回しになったかも知れない。「3%以上でなかったから申請しなかった」というのは被災者の立場にたった市政ではなかったと言わざるを得ない。

② 水害の場合、在宅避難者が多い。その場合、この制度が周知されないケースも多かったのではないかと？

③ 岩手県は「医療費減免支援などは被災者の命綱」との立場から7年目も継続となったと11月10日に開かれた「全国災害対策交流集会」で報告がされた。

被害者の会は「常総市水害は一市として大規模災害であり茨城県全体では被害が少ないのだから、茨城県として全額負担(2割)してでも救う方途を追及して欲しい」と市と県に申し入れていきます。大井川県知事は「適正に行われていると思う」との県議会答弁でした。

(3) その他 以下の点の回答を市に求めている最中です。

市回答で「市の国保特別会計は国保税減免により減収、一部負担金減 免により保険給付費の支出増となっております。以上から税及び一部負担金 の減免を再実施すれば、減免当時同様に市単独で賄うために国保財政を圧迫することになります」とあります。

① 支出増の額はどのようであったか明らかにして下さい。

② 復活、継続した場合市の負担額はどのようになるのか明らかにして下さい。

○被災国保世帯の罹災状況及び医療費減免申請状況(国保税の減免申請がされていることが条件)

罹災の程度	減免割合	平成27年		平成28年		合計	
		決定件数	決定減免額	決定件数	決定減免額	決定件数	決定減免額
全 壊	全額	8	169,720	0	0	8	169,720
	2分の1	0	0	0	0	0	0
	4分の1	0	0	0	0	0	0
	計	8	169,720	0	0	8	169,720
大規模半壊	全額	112	2,578,178	6	93,540	118	2,671,718
	2分の1	0	0	0	0	0	0
	4分の1	2	9,559	0	0	2	9,559
	計	114	2,587,737	6	93,540	120	2,681,277
半 壊	全額	146	3,936,317	3	19,910	149	3,956,227
	2分の1	7	235,710	1	66,600	8	302,310
	4分の1	0	0	0	0	0	0
	計	153	4,172,027	4	86,510	157	4,258,537
合 計	全額	266	6,684,215	9	113,450	275	6,797,665
	2分の1	7	235,710	1	66,600	8	302,310
	4分の1	2	9,559	0	0	2	9,559
	計	275	6,929,484	10	180,050	285	7,109,534
療養の給付に係る一部負担金の額等		1,210,175,769		1,291,465,518			
療養の給付に係る一部負担金の額等に対する減免率		0.57%		0.01%			

※災害発生から最大で6カ月(平成28年2月診療分)までの医療費の一部負担金が対象。